

「ねんきん定期便」をお送りいたします。

【同封物】

- ・ねんきん定期便
- ・最近の月別状況です
 - ※なお、35歳・45歳・58歳の節目年齢時には、これまでの全期間の
 - ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
 - ・これまでの国民年金保険料の納付状況ですをお送りいたします。
- ・(参考)将来の年金見込額をご自分で試算できます。
- ・「ねんきん定期便」パンフレット
- ・年金加入記録回答票、返信用封筒
 - 年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、こちらの回答票でお申し出ください。

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

～日本年金機構設立のお知らせ～
社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。

また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。

(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額

(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【 老齢基礎年金+老齢厚生年金 】	(年額)	円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

(ねんきん定期便に関するご質問・お問い合わせ先)

わからないことや疑問な点があれば



『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555

- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

- 日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。
- 日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

③ 「国民年金納付状況」について

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。(国民年金保険料が免除された後に追納した場合も含まれます。)
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。 (作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。)
3号納付	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全額免除	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半額免除	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半額未納	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、 残りの半額の保険料を納めていない期間 の表示です。※
3/4免除	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている期間の表示です。
3/4未納	国民年金保険料の納付が3/4免除されているが、 残りの1/4の保険料を納めていない期間 の表示です。※
1/4免除	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている期間の表示です。
1/4未納	国民年金保険料の納付が1/4免除されているが、 残りの3/4の保険料を納めていない期間 の表示です。※
学生特例等	学生納付特例又は若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半額未納」、「3/4未納」、「1/4未納」については、未納期間です。

④ 「厚生年金保険」について

〔お勤め先の名称等について〕

勤務した会社(事業所)名を表示しています。なお、船員保険の場合は、船舶所有者名を表示しています。

〔標準報酬月額・標準賞与額について〕

事業主からの届出に基づき決定した標準報酬月額・標準賞与額を表示しています。

・標準報酬月額… 納めていただく保険料額の計算の基とするためのもので、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。

この標準報酬月額は、毎年、一定の時期の報酬をもとに定期的に決め直されます。

標準報酬月額の対象となる報酬は、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受け取るすべてのもの(所得税、住民税の控除前)となります。

現在は、給与の平均を9万8千円(下限)から62万円(上限)の範囲で区分され(年度によって異なります)、下限を下回る場合は9万8千円、上限を上回る場合は62万円として、それぞれ決定しております。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

・標準賞与額… 賞与から納めていただく保険料の計算の基とするためのもので、賞与額(千円未満の端数を切り捨てたもの)に基づいて決定します。なお、賞与1回あたり、150万円の上限が設定されており、上限額を超える賞与額であっても、150万円として決定されます。

〔保険料納付額について〕

標準報酬月額に保険料率を乗じ、事業主と被保険者で折半した保険料額を表示しています。

なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されておりますので、保険料納付額には含まれておりません。

⑤ 「国民年金」について

⑤欄は、国民年金加入月数の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3/4免除、半額免除及び1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の時間を要するため、作成日時点では「未納」に計上されている場合があります。

⑥ 「厚生年金保険」 ⑦ 「船員保険」について

⑥欄は、厚生年金保険加入月数、⑦欄は、船員保険加入月数を表示しています。

⑧ 「年金加入期間合計」について

⑧欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

(参考) 将来の年金見込額をご自分で試算できます。

※ 記入の例は、パンフレットの4ページをご覧ください。

老齢基礎年金の見込額を計算します

これまでのあなた様の納付実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額(※共済組合員期間除く)

$$\text{保険料納付済月数} \text{ 月 (注)} \times \frac{\text{円}}{480\text{月}} + 200\text{円} \times \text{付加保険料納付済月数} \text{ 月} = \text{①} \text{ 円}$$

※百円未満四捨五入

(注) 保険料免除期間のある方の月数計算については、パンフレット5ページの「免除期間の月数の考え方」をご覧ください。

◆今後加入する期間及び今までの共済組合員期間に基づく年金額

$$\text{今後、60歳までの期間 (月数)を記入} \text{ 月} + \text{今までの共済組合員期間を記入 (20歳~60歳までの期間)} \text{ 月} \times \frac{\text{円}}{480\text{月}} + 200\text{円} \times \text{今後納付する付加保険料月数を記入} \text{ 月} = \text{②} \text{ 円}$$

※百円未満四捨五入

$$\text{【基礎年金の見込額】} \text{ ①} + \text{②} = \text{円}$$

※百円未満四捨五入

〈保険料納付済月数〉

国民年金保険料を納付していただいた月数に厚生年金被保険者期間の月数と第3号被保険者期間(サラリーマン等の被扶養配偶者であった期間)の月数を加えた月数になります。

老齢厚生年金の見込額を計算します

これまでのあなた様の加入実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

$$\text{平成15年3月までの平均の標準報酬月額 (月給のみ)} \text{ 円} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{1,000} \times \text{月} + \text{平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額 (おおむね、月給+賞与の1/12)} \text{ 円} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{1,000} \times \text{月} = \text{①} \text{ 円}$$

◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

$$\text{平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額 (おおむね、月給+賞与の1/12)を仮置} \text{ 円} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{1,000} \times \text{今後、退職時まで勤務される期間(月数)を記入} \text{ 月} = \text{②} \text{ 円}$$

今後、退職時までの間の平均の所得見込み額(おおむね、月給+賞与の1/12の平均額)にご自身で置き換えて記入してください。
(注) 置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

$$\text{【厚生年金の見込額】} \text{ ①} + \text{②} = \text{円}$$

※百円未満四捨五入

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

「ねんきん定期便」を毎年お届けいたします。

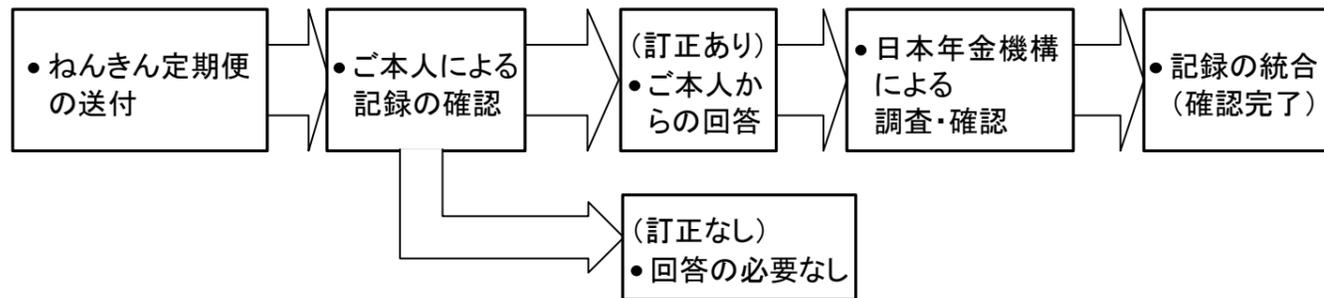
この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの年金加入期間やこれまでの加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省からの委託を受け、お送りしております。

下記のとおり節目の年齢の方にすべての加入記録を、その他の年齢の方には、直近一年間の加入記録をお届けいたします。

- ・ 35歳・45歳・58歳の被保険者の方 … 公的年金（共済以外）のすべての加入記録をお届けいたします。
- ・ その他の年齢の被保険者の方 … 直近一年間の加入記録（共済以外）をお届けいたします。

定期便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



ご質問・お問い合わせ先

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。

※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

●日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。

●日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

「ねんきん定期便」パンフレット

1 「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」をお届けします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお届けしております。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録回答票」にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

2 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の加入記録を十分にご確認ください。(2～3ページを参照)

◆わからないことがあれば、「ねんきん定期便専用ダイヤル」にお問い合わせください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

◎ 「もれ」や「誤り」がない

「年金加入記録回答票」に記入してください。
(「年金加入記録回答票」の裏面を参照)

※ すでに第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



回答の必要はありません。

「年金加入記録回答票」をご返送ください。

「年金加入記録回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

作成年月日について

「作成年月日」時点での年金加入記録を基に作成しております。

これまでの年金加入期間について

これまでの年金加入期間の合計です。
(作成年月日の前々月までの加入期間を計算しています。)

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。
(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済み期間に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者)制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金・共済組合等加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。
なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体(厚生年金・共済組合等の被保険者)が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。
- ◆ 配偶者の方が資格喪失(退職など)した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合(年収見込額が130万円を超える場合等)には、被保険者資格の変更手続きが必要です。
変更手続きがお済みかどうか、ご確認ください。
- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていますが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。届出の確認等につきましては、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ!
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。



～日本年金機構設立のお知らせ～
社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。
お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。
また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号 この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。
(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)
※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額

(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金+老齢厚生年金】	(年額)	円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)	円

お示している年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ◆ お示している年金額は、これまでの加入実績に応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
- ◆ 学生納付特例又は若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は含めておりません。
- ◆ 今後の年金加入実績の増加に伴い、将来受給できる実際の年金額は増加していきます。
- ◆ 老齢年金を受給するためには原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。

[出力されていない方へ]
以下の原因が考えられます。
○ 期間が重複している年金加入記録がある。
○ 厚生年金保険に移行されていない農林共済組合の加入記録がある。
※年金加入記録の補正の必要がありますので、最寄りの年金事務所にご相談ください。

これまでの保険料納付額について

- 《国民年金の保険料納付額について》
加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 付加保険料額を含めて計算しています。
② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。
- 《厚生年金保険の保険料納付額について》
加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 被保険者負担分のみを計算しています。
(厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。)事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。
なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。
② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額を除いて計算しています。)(「最近の月別状況です」でお示している保険料納付額も同様に計算しています。)
- 《旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合について》
旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

年金見込額の記入例

以下は、平成21年6月9日作成の「ねんきん定期便」において、昭和51年8月8日生まれで、保険料納付済期間153月(うち、厚生年金保険加入期間121月)の加入履歴をお持ちの方が、65歳まで厚生年金保険に加入される場合の例です。(「ねんきん定期便」作成日の前々月時点までの加入実績で表示しています。)

ここで年金額の計算に用いる標準報酬額は、実際に支払われた金額ではなく、その当時の報酬月額に一定率を乗じ、現在価値に置き直すこととなっております。

また、実際に支給される年金額は、この計算式による計算のほかに、物価変動率などの将来の経済変動に伴う調整率が加味されます。

※ オレンジ色の数字が記入されている欄については、ご自身の状況に合わせてご記入願います。

(老齢基礎年金の見込額の計算例)

今後、60歳までの期間について国民年金保険料を全期間納付する、または、全期間厚生年金、共済組合等に加入すると仮定した場合の例です。

◆これまでの加入実績に応じた年金額(※共済組合員期間除く)

保険料納付済月数 **153月** (注) $792,100 \text{円} \times \frac{153}{480} + 200 \text{円} \times 0 \text{月} = \text{① } 252,500 \text{円}$ ※百円未満四捨五入

(注) 保険料免除期間のある方の月数計算については、5ページの「免除期間の月数の考え方」をご覧ください。

◆今後加入する期間及び今までの共済組合員期間に基づく年金額

今後、60歳までの期間(月数)を記入 **327月** + **0月** $792,100 \text{円} \times \frac{327}{480} + 200 \text{円} \times 0 \text{月} = \text{② } 539,600 \text{円}$ ※百円未満四捨五入

◆基礎年金の見込額

① + ② = **792,100円** ※百円未満四捨五入

(老齢厚生年金の見込額の計算例)

現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)の実績は、373,596円ですが、現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬額を50万円と仮定した場合の例です。

※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

平成15年3月までの平均の標準報酬月額(月給のみ) **242,000円** $\times 7.125 / 1,000 \times 48 \text{月} +$

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12) **373,596円** $\times 5.481 / 1,000 \times 73 \text{月} = \text{① } 232,245 \text{円}$

◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)を仮置 **500,000円** $\times 5.481 / 1,000 \times 387 \text{月} = \text{② } 1,060,574 \text{円}$

◆厚生年金の見込額

① + ② = **1,292,800円** ※百円未満四捨五入

(注) 置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

[国民年金保険料の未納期間等がある方へ]

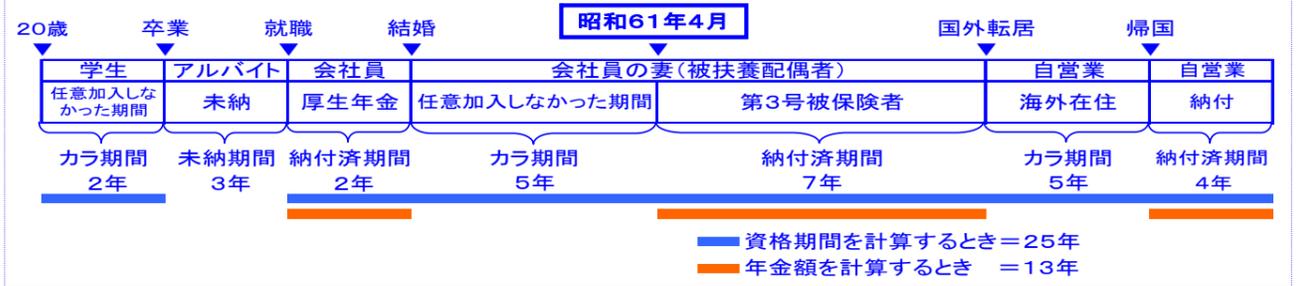
- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、お早めの納付をお願いします。
- ◆ 免除や学特等(学生納付特例・納付猶予)の期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。(3/4免除、半額免除及び1/4免除の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。)
 - なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料額に加算額が上乗せされます。
- ◆ 国民年金保険料は、お納めいただいてから納付記録がコンピュータに収録されるまでに一定期間を要します。このため、作成日時時点ですでに保険料をお納めいただいた方であっても、納付記録が収録されるまでの間は「未納」と表示されます。あらかじめご了承ください。
 - なお、最新の年金加入記録については、インターネットで確認することが出来ますのでどうぞご利用ください。(詳しくは「ねんきん定期便」裏面をご覧ください。)

[年金受給資格について]

- ◆ 老齢年金を受給するためには、原則として25年(保険料納付済期間+免除期間等+合算対象期間(いわゆるカラ期間)=25年(300月))以上の年金加入期間が必要です。(国民年金は60歳まで、厚生年金は事業所に勤めている間は70歳まで加入することになります。)

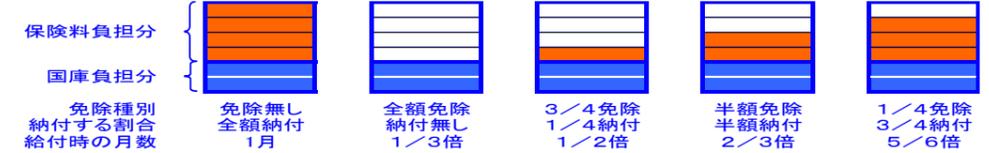
※ (いわゆるカラ期間)とは、年金制度への加入が任意であったため、加入していなかった期間などをいいます。

- 例えば、以下の1~3の期間のうちの20歳から60歳までの間の期間です。
1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に厚生年金等加入者の被扶養配偶者であった期間
 2. 海外に在住していた期間
 3. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で学生であった期間 等

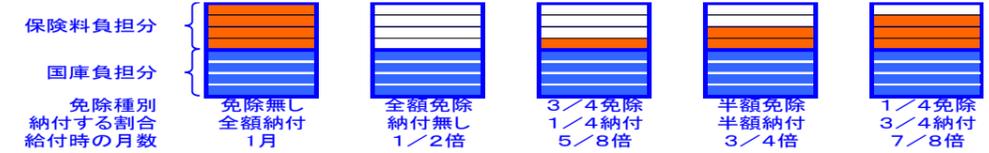


[免除期間の月数の考え方]

免除期間がある方の月数については、免除の種類による保険料の負担額に応じ、以下のとおり計算されます。なお、給付額の1/3は国庫負担となりますので、全額免除でも給付されます。(平成21年3月までの期間)



平成21年4月以降の期間については、国庫負担1/2で計算されます。



[任意加入について]

- ◆ 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間(480月)保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。
- ◆ 国民年金保険料の納め忘れなどにより保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。(厚生年金保険、共済組合の被保険者の方、老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は任意加入することはできません。)
- ◆ 老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、65歳以降も70歳になるまで任意加入ができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)
- ◆ また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

[これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額について]

平成15年4月から、総報酬制度(年金額の決定をする際に、月給額だけでなく、月給額と賞与額を合わせた額を反映させる制度。)が導入されましたので、平成15年3月までの平均標準報酬月額(月給のみ)と平成15年4月からの平均報酬額(月給+賞与)を分けて算出しています。また、離婚等により、厚生年金保険の標準報酬の分割の対象となった方については、分割後の標準報酬で計算しております。